

法人会ニエス 2007 11
江東 ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

FAIR PLAY!

社会はひとつのチームです。
経営も納税もフェアプレイでいこう。

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。

会員募集中 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

法人会

早秋の日光・鬼怒川で

会員リクリエーション

会員リクリエーションは、

9月9日(日)、総勢153名が

参加して開催された。

コースは、日光おかし工房



豪華ホテルあさやで昼食



おかし工房で買物



梨狩りで旬を食す



猿軍団の楽しいショー

―あさや(昼食)―日光猿軍団のショー―フルーツパーク古賀志(梨狩り)。楽しい思い出とともに帰路に着いた。

まいふろふいーる

江東東税務署

法人課税第4部門統括官

根本 正敏



昭和45年に板橋税務署に赴任して以来三十七年が経ち、故郷を離れた歲月の方が倍も長くなりました。

私の故郷は、北海道登別市です。登別温泉で皆様もご存じかとは思いますが、私が育ったのは、温泉とは離れたところ

で、当時は富士製鉄(現新日鐵)の室蘭製鉄所の職員住宅のある街でした。私の育

った近くに幌別川があり、温泉の方に登別川があります。ホロベツというのは、アイヌ語で「大きな」とか「豊かな」

川という意味があります。これは、同じくアイヌ語で「濁った」川という意味のノボリベツと比べてのことです。登

別川は温泉の影響を受けて、温泉近くでは川に温泉が流れ込むため、川の水が白濁し、魚もあまり捕れなかったためだと言われております。

現在は、茨城県稲敷市で、娘と妻とその親、及びその親と住んでおります。茨城といっても、すぐ側を利根川が流れ、千葉県香取郡・市と接しており、ちばらき県(千葉の人たちは自らを蔑むときに使うようです。)と言われている地域です。合併して市とはなりましたが、家の周りはずべて田んぼでありまして、まさに田園地帯で白鷺が優雅に舞うところでもあります。

江東東署は初めての勤務ですが、亀戸には、勤労福祉会館(現カメリアプラザ)があった頃にバドミントンの練習でほぼ毎週来ていたため、懐かしい思いがします。現在は高いビルが立ち並んだ街の変化に驚いている次第です。

人とのふれあいを大切にしていきたいと思っておりますので、法人会の皆様よろしくお願ひします。



▼お酉様は、田沼老中の明和頃が大賑いで、鷲神社の鷲という鳥の

王様にちなんでか、博打打つ人の信仰を集め、鉄火場が所狭しと開かれ、利根川上りの船の中でもサイが振られた程らしい。次の安永時代、博打禁止令が出て、遠路わざわざの楽しみが消え、人影も少なくなり、吉原に近い浅草のお酉様が人気を集めたところ。

▼当時のお酉様に関する川柳には、博打と吉原を読み込んだ句が多いが、旦那衆専売でなく、外出の少かったおかみさん達が、来年の幸せを願う熊手を担ぐ姿の浮世絵も描かれており、おかみさんにとってもお酉様は、またとない楽しみであった事が伺える。

▼今年の夏は、酷暑で厳しかったせいもあり、冷たい風が心地よい師走前のこの一時。博打や女人など楽しみが時の流れで変わったが、今尚お酉様は信仰され、楽しみでもある。(美文)

150社の加入目標達成をめざして — 会員増強決起大会を開催 —

支部長会

9月20日(木)にアンフェリシオンで本部役員、支部長、支部幹部、各部会幹部など105名が参加して支部長会(会員増強決起大会)を開催した。

冒頭、佐野会長が「目標達成のために、本部、支部が一体となり組織をあげて会員増強活動に臨む」と挨拶した。



会員増強を呼びかける鯨岡副会長

続いて、鯨岡組織担当副会長の挨拶の後、来賓として出席された長岡江東東税務署長、矢部東京税理士会江東東支部

支部長の両氏から当会の会員増強活動に対する激励の挨拶をいただいた。

続いて、細谷組織委員長が



細谷 委員長

ら、「会員増強月間は9月〜12月までとし、増強目標数は150社とする。そのため、本部役員、組織委員、各部会員はそれぞれが担当する支部にはりつき、支部役員と共に加入勧奨を行う。」などの本年度の会員増強活動の具体的施策の説明があった。

引き続き、昨年度の会員増強活動の実践報告について二つの支部の支部長から報告され、まず三原大島第4支部長が「訪問先において『法人会

に加入すれば地域の皆さんとお知り合いになることができ、それがご商売のうえでもきつとお役に立ちますよ」と言いつて加入勧奨したのが好結果につながった」と話した。

続いて、木下東砂第3支部長が「良い助っ人を見つけることが重要。大同生命の職員さんは地域情報を沢山もっているの、その職員さんとも訪問すると効果的である」と報告した。



目標達成をめざしてガンバルぞー

引き続き行われた懇談会で、本年度の会員増強目標数は

の達成を祈念して、松本副会長の発声により威勢良くシュプレヒコールをあげ、積田副会長の中締めで支部長会及び懇談会が終了した。

年末調整等説明会

今年も年末調整の時期となりました。説明会に出席して誤りのない事務を行いましょ。

▼ 本年の年末調整等説明会は、下記の日程で開催します。

- ▼ 説明内容は次のとおりです。
 - 1 平成十九年分年末調整のしかた
 - 2 法定調書記載のしかた
 - 3 給与支払報告書の記載のしかた
 - 4 質疑応答

▼ 年末調整等説明会開催の案内書類の中には、源泉所得税の納付書(整理番号及び法人名が印刷されています)が一年分同封してありますので、確認のうえ、ご使用ください。

▼ 年末調整関係の諸用紙は、同封の請求書に記入のうえ、受付に提出しお受け取りください。

年末調整等説明会日程表

開催月日	開始時間(開場時間)	地域別等	説明会場
11月15日(木)	午前10時 (開場午前9時30分)	亀戸・東砂	江東区亀戸文化センター (カメリアプラザホール) ※駐車スペースがありませんので、お車での来場はご遠慮ください。
	午後1時30分 (開場午後1時)	大島・北砂 南砂・新砂	



全国から2,000人が参加

20年度 税制改正 要望大会

国際競争力確保の観点からも 法人税基本税率の引き下げを

平成20年度税制改正要望大会が9月27日(休)に新潟市の朱鷺メッセにおいて、法人会全国大会の式典のプログラムの一部に組み込まれる形で開催され、全国から2千人の会員が参加して行われた。

当日はまず、記念講演として東洋大学経済学部教授の松原聡氏が「日本経済活性化の切り札を探る」と題し「国民の将来に不安があるから、個人消費が向上しない。その不安を解消する政治が急がれる。」

今は先が読みづらい時代にある。この時こそ経営者のアイディアが会社の浮沈のカギを握っている」と講演された。

続いての法人会全国大会の式典では、安西全法連会長の主催者挨拶、牧野国税庁長官の来賓祝辞に続き、税制改正要望大会が開かれ、金田全法連税制委員長(東法連副会長)が平成20年税制改正に関する提言について趣旨説明を行った。

同委員長は、①法人税基本税率の引き下げ ②国際競争力確保の観点からも法人税の基本税率について地方税も含め、より一層の引き下げを求める ③中小企業軽減税率の引き下げ ④現行の軽減税率を22%から20%程度へ引き下げ、適用課税所得金額を1千5百万円程度へ引き上げる ⑤事業承継税制 ⑥欧米並みの制度の確立 ⑦取引相場のない株式の課

税価格の減額措置 ⑧相続時精算課税制度の拡充、などを平成20年度の法人会の税制改正要望事項の最重要事項と説明した。

同大会には、当会からも、中村税制担当副会長、安中税制委員長に加え、松本副会長、三浦副会長、中村専務理事の5名が出席した。

なお、この大会で採択された平成20年度税制改正要望事項は今後、全法連は自民党及び関係機関に、また県連及び単位会はそれぞれの地元選出の国会議員に対して陳情活動を行うこととしている。



当会役員の方々

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」「よき経営者をめざすものの団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開し、全国有数の公益法人として地位を固めてきたところである。

この自負のもと、今後は公益法人制度改革を踏まえ、租税教育などの税の啓発活動を積極的に展開し、広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指すとともに、自ら公益性と透明性を高めるための不断の努力をここに誓うものである。

一方、日本経済は、回復基調にあるものの、全般的に回復の実感に乏しく、多くの中小企業が景気回復の恩恵を受けずに、依然、厳しい状況下に置かれている。さらに、先進国に類をみない少子高齢社会の到来が社会保障費等の急増をもたらし、財政再建を困難にしている。

いまこそ、国および地方自治体においては、「聖域なき行財政改革」を断行するとともに社会保障制度改革を行い、国民の安心感と信頼を回復させることが急務である。

また、税制改革にあたっては、税制を簡素化するとともに、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制、努力したものが報われる税制を確立すべきである。具体的には、法人税率の引き下げ、事業承継税制の確立を最重要課題として提言するものである。

納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここに全国の会員企業の創意として、以上宣言する。

平成 19 年 9 月 27 日
全国法人会総連合全国大会

平成19年度税制改正における 役員給与の取扱い

源泉部会研修会

9月研修会は9月7日(金)、講師に税理士の尾崎敏紀氏(元江東東税務署長)を迎えて鴨川グランドホテルで開催された。(1)新減価償却制度(2)特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度(3)特定同族会社の留保金課税制度等々、盛り沢山であったが、今回はそれ以外のテーマについて説明したい。



明確な説明に納得

では、差額が損金不算入になるケースがある。ロ・但し、期中で新たに社長になったケースや、業績悪化が明白なケースは認められる場合があるので、税務署に事前に相談すること②事前確定届出給与での注意。イ・

今回の賞与月に届出通りに支払わなかった場合、次の賞与月に届出通りに支払っても両方否認されるケースもある。ロ・(従来は利益処分としてならば、いくら支払ってもよかつた。) 今後は損金で処理し、不相应に高額な場合は否認される。

その減価償却資産の取得価額に加算していた(5)役員給与の損金算入の見直し①定期同額給与との注意。イ・臨時株主総会における増額や減額

簡潔なレジメを用意され、改正内容を明確に説明されたので、判り易い研修会であった。

広い視野にたった活動を

税務研究部会研修会

恒例の税務研究部会の一泊研修会が9月4日(火)に、箱根湯本の河鹿荘において部会員25名が参加して行われた。

今回は、当会前会長で顧問の渡辺孝至氏を講師にお招きして「お久しぶりです」と題し、法人会との関わり、今後の法人会へのアドバイス等について、ユーモアを交えながら次のように講演された。
〔講演要旨〕



渡辺前会長

恒例の税務研究部会の一泊研修会が9月4日(火)に、箱根湯本の河鹿荘において部会員25名が参加して行われた。今回は、当会前会長で顧問の渡辺孝至氏を講師にお招きして「お久しぶりです」と題し、法人会との関わり、今後の法人会へのアドバイス等について、ユーモアを交えながら次のように講演された。

33年間の法人会活動を通じていろいろなることを学んだ。その中で一番は、人の上にたつて組織をまとめていくには、自分を支えてくれる人々をまず信頼しよう、その言動についてもできるだけだけおらかな気持ちで見守っていくような度量、広い心を持つということの大切さである。

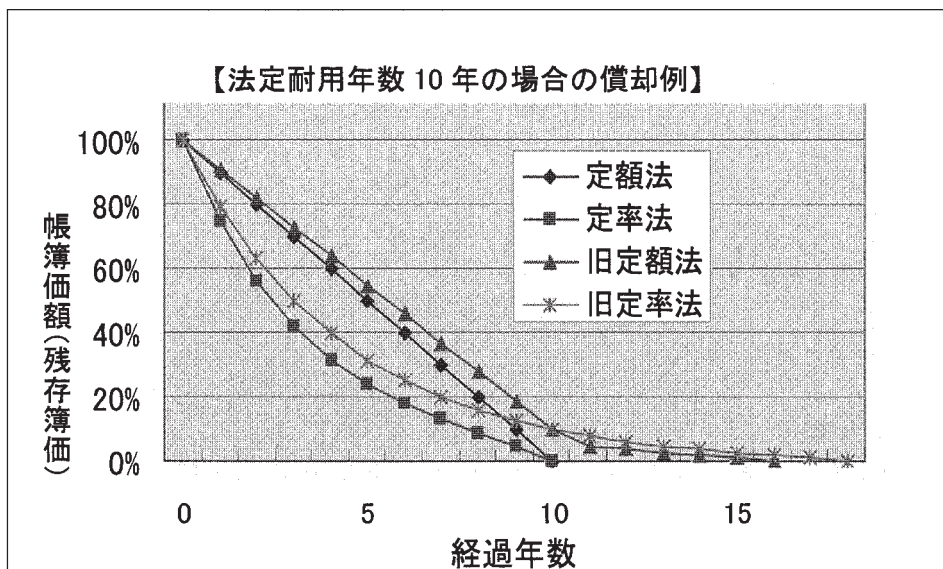


ユーモアを交えた講演

私が法人会に関わったのは、昭和46年に発足した青年部会からで初代部会長を5年間つとめた。その後、組織部、総務部を経て、総務担当副会長を15年間つとめ、平成11年に会長に就任し、皆さんに支え

られて6年間会長をつとめさせていただいた。33年間の法人会活動を通じていろいろなることを学んだ。その中で一番は、人の上にたつて組織をまとめていくには、自分を支えてくれる人々をまず信頼しよう、その言動についてもできるだけだけおらかな気持ちで見守っていくような度量、広い心を持つということの大切さである。

この単会の中で、コソコソとやっているだけでは閉塞を起こしてしまう。もっと広い視野にたつて国の政策を考慮した、国のお役にたてるような法人会であってほしいと願っている。



※ 耐用年数省令別表第十… 耐用年数省令に定める「別表第十 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」をいいます。

(2) 法定耐用年数の見直し

技術革新のスピードが早く、実態としても使用年数の短い減価償却資産について、法定耐用年数の改正が行われました。具体的には、次のとおりです。

○耐用年数省令別表第二(機械及び装置の耐用年数表)

番号	減価償却資産(機械及び装置)	法定耐用年数
173 (旧番号 172)	半導体用フォトレジスト製造設備	5年 (改正前 8年)
268 の 2 (旧番号 268)	フラットパネルディスプレイ又は フラットパネル用フィルム材料製造設備	5年 (改正前 10年)

(注) 改正後の法定耐用年数は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

① HP からカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

② 最高 5,000 円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告を e-Tax で行うと、最高 5,000 円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成 19 年分又は平成 20 年分のいずれか 1 回)。

③ 添付書類が提出不要

所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。

④ 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています(3 週間程度に短縮)。

※ 詳しくは、江東東税務署 法人課税第 1 部門 (03-3685-6311) へお尋ねください。

平成 19 年度税制改正において法人の減価償却制度 について抜本的な見直しが行われました。

減価償却制度については、企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高めるためにも、国際的なイコールフットイングを確保することが重要になってきており、そのような観点から抜本的な見直しが講じられています。

(1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止等

① 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産(令48の2、61)

償却可能限度額(取得価額の95%相当額)及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。

② 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産(令48、61)

従前の償却方法については、その計算の仕組みが維持されつつ、その名称が旧定額法、旧定率法等と改められた上、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が、原則として、取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度(平成19年4月1日以後に開始する事業年度に限られます。)以後の各事業年度において、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行い、残存簿価1円まで償却できるようになりました。

(算式)

$$\text{償却限度額} = [\text{取得価額} - (\text{取得価額の} 95\% \text{相当額}) - 1 \text{円}] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

(減価償却資産の改正後の取扱い)

減価償却資産の取得日	償却可能限度額(残存簿価)	償却方法
平成19年3月31日以前	取得価額の95%相当額(残存簿価5%相当額)	旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法など
	上記到達後は残存簿価1円まで償却可能	(上記算式のとおり)
平成19年4月1日以後	残存簿価1円	定額法、定率法、生産高比例法など

③ 新たな定率法の導入

新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)が適用され、従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました(令48の2)。

e-ページ

IT 部会からのお知らせ

当法人会ホームページの【活動報告】を更新しております。主な内容として、税理士・元江東東税務署長の尾崎敏紀氏による源泉部会一泊研修会（鴨川）の模様や、総勢一五三名が参加した9月の会員リクリエーション（日光・鬼怒川方面）の様子を写真入りで紹介しております。又、19年度会員増強に伴う支部長会や社会貢献活動「まちをきれいに」の様子を紹介しております。

【トピックス】コーナーでは、解りやすくリニューアルした国税庁ホームページの紹介や「税を考える週間・会員大会」特集を掲載しております。

【会員情報】では、会員企業のご紹介ページを作成する予定です。会社案内又は、ホームページをお持ちの会員様は事務局まで、メールにてお知らせ下さい。

info@koto-higashi-h.or.jp

都税だより

ご利用ください！電子申告

東京都では、「地方税電子化協議会」が運営する電子申告システム（eLTAX・エルタックス）を利用した、インターネットによる電子申告の受付を行っています。電子申告ができる税目は、法人事業税・法人住民税及び固定資産税（償却資産）です。

これまで都税事務所へ持参または郵送で行っていた申告の手続き等が、オフィスや自宅から簡単に行うことができます。また、地方公共団体が共同でシステムを開発しているため、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きができます。

今後、地方税に関する申請・届出や納税などの手続きについても順次システム化を予定しています。

eLTAXホームページ

<http://www.eltax.jp/>

地方税電子化協議会

(0570)081459

行事予定

11月

5日(月)	亀戸西3支部・亀戸東3支部合同研修会	午後6時	亀戸西地区集会所
7日(水)	源泉部会年末調整説明会	午前10時と午後1時30分の2回	カメラプラザ5F・第2研修室
8日(木)	亀戸第4支部研修会	午後6時	亀戸北地区集会所
12日(月)	「税を考える週間」記念講演会・会員大会	午後4時	亀戸天神社参集殿
13日(火)	納税表彰式	午後3時	カメラプラザホール
15日(木)	年末調整説明会	午前10時と午後1時30分の2回	カメラプラザホール
20日(火)	亀戸西6支部・亀戸東6支部合同研修会	午後6時	亀戸西6町会会館
21日(水)	新設法人説明会	午後1時30分	法人会館
29日(木)	亀戸第5支部研修会	午後6時	亀戸5丁目町会会館

12月

4日(火)	決算法人説明会	午後1時30分	カメラプラザ5F・第2研修室
5日(水)	税務研究部会研修会	午後3時	法人会館
7日(金)	第399回理事会	午後3時	ホテルイースト21
14日(金)	女性部会研修会	未定	カメラプラザ研修室

1月

18日(金)	源泉部会研修会	午後3時	法人会館
23日(水)	新春講演会・新年賀詞交歓会	午後4時	アンフェリション
24日(木)	決算法人説明会	午後1時30分	カメラプラザ5F・第2研修室

◎役員会・委員会は省略してあります。お問い合わせは事務局まで。

管内法人数 5,542社 法人会員数 2,556社 加入率 46.12% (平成19年9月30日現在)

<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>